

○福島県個人情報保護条例

平成六年十月十四日
福島県条例第七十一号福島県個人情報保護条例をここに公布する。
福島県個人情報保護条例

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
 - 第一節 個人情報の取扱い(第五条—第十条)
 - 第二節 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等(第十一条—第二十五条の二)
- 第三章 事業者が取り扱う個人情報の保護(第二十六条—第三十条の二)
- 第四章 福島県個人情報保護審査会(第三十一条—第三十八条)
- 第五章 雑則(第三十八条の二—第四十条)
- 第六章 罰則(第四十条の二—第四十三条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。
(平一六条例八三・一部改正)

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- 二 実施機関 知事、議会、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、病院事業管理者及び県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。
- 三 保有個人情報 実施機関の職員(議会にあっては事務局の職員に限り、県が設立した地方独立行政法人にあっては当該地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(福島県情報公開条例(平成十二年福島県条例第五号)第二条第二項に規定する公文書又は福島県議会情報公開条例(平成十三年福島県条例第三十六号)第二条に規定する公文書をいう。)に記録されているものに限る。
- 四 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を検索することができるように体系的に構成したもの
- 五 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。
(平一二条例六・平一五条例九八・平一六条例八三・平一八条例六・一部改正)

(実施機関の責務)

第三条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるものとする。

(県民の責務)

第三条の二 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人に関する個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
(平一三条例八一・追加)

第四条 削除

(平一六条例八三)

第二章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第一節 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の登録)

第五条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であつて、個人情報ファイルを使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を登録した個人情報取扱事務登

録簿(以下「登録簿」という。)を備え、一般の閲覧に供しなければならない。ただし、その事務の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、この限りでない。

- 一 個人情報取扱事務の名称
 - 二 個人情報取扱事務の目的
 - 三 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
 - 四 個人情報取扱事務を登録した年月日
 - 五 個人情報ファイルの名称
 - 六 個人情報ファイルに係る次に掲げる事項
 - ア 個人情報の対象者の類型、記録項目及び次条第四項に規定する個人情報を収集する場合には、その理由
 - イ 個人情報ファイルの形態及び第七条第四項に規定する提供の有無
 - ウ 個人情報の主な収集先
 - エ 保有個人情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - 七 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 前二項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。
- 一 県の機関の職員又は職員であった者(県が設立した地方独立行政法人の役員若しくは職員又は役員若しくは職員であった者を含む。)に関する事務
 - 二 物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱う事務
 - 三 犯罪の捜査に関する事務
 - 四 国の安全その他の国の重大な利益に関する事務
- 4 実施機関は、第二項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。
- (平一二条例六・平一六条例八三・平一八条例六・一部改正)

(収集の制限)

- 第六条 実施機関は、個人情報を収集するときは、その利用の目的をできる限り特定し、その所掌する事務を遂行するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- 一 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき。
 - 二 本人の同意があるとき。
 - 三 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - 四 出版、報道等により公にされているとき。
 - 五 他の実施機関からの提供を受けるとき。
 - 六 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(県が設立した地方独立行政法人を除く。次条第二項第四号において同じ。)から収集することに相当な理由がある場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - 七 警察職員が個人の生命、身体及び財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持にあたる時。
 - 八 前各号に掲げる場合のほか、本人から収集することにより前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に支障が生じるおそれがある場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- 3 前項の場合において、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(以下「電磁的記録」という。))を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - 三 利用目的を本人に明示することにより、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 四 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
- 4 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、警察職員が個人の生命、身体及び財産の保護若しくは犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持にあたる時又は利用目的を達成するために当該個人情報が欠くことができないときは、この限りでない。

(平一六条例八三・平一八条例六・一部改正)

(利用及び提供の制限)

第七条 実施機関は、法令等の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報

を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

二 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないとき。

三 出版、報道等により公にされているとき。

四 同一実施機関内で利用し、又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは他の実施機関に提供することに相当な理由があるとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときその他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 実施機関は、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

4 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護について必要な措置が講じられていると認められるときを除き、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。)により保有個人情報を提供してはならない。

(平一六条例八三・平一八条例六・一部改正)

(適正管理)

第八条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存されるものについては、この限りでない。

4 実施機関は、保有個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(平一六条例八三・一部改正)

(委託等に伴う措置等)

第九条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 前三項の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、県が同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

(平一六条例八三・一部改正)

(職員の義務)

第十条 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(平一八条例六・一部改正)

第二節 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等

(平一六条例八三・改称)

(自己情報の開示請求)

第十一条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(平一二条例六・平一三条例八一・平一六条例八三・一部改正)

(保有個人情報の開示義務)

第十二条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に該当する情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 法令等の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義

務のある各大臣その他国の機関の指示により、本人に開示することができないとされている情報

二 開示請求者(前条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第四号、次条第二項並びに第十五条第六項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

三 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

イ 開示請求者が明らかに知ることができる情報であって、開示することにより、開示請求者以外の個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められるもの

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(警察職員に係る氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る部分にあっては、開示することにより、個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該部分を除く。)

四 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

五 指導、選考、診断その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

六 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

七 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

八 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業又は事業の経営上正当な利益を害するおそれ

(平一六条例八三・全改、平一九条例五六・一部改正)

(部分開示)

第十三条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報の部分を容易に、かつ、当該開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離できるときは、当該部分を除いて、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第三号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（平一三条例八一・平一六条例八三・一部改正）

（存否に関する情報）

- 第十三条の二 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（平一三条例八一・追加、平一六条例八三・一部改正）

（開示請求の方法）

- 第十四条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- 一 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- 二 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類として実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（平一三条例八一・平一六条例八三・一部改正）

（開示請求に対する決定等）

- 第十五条 実施機関は、開示請求があった日から起算して十五日以内に、当該開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）又は全部を開示しない旨の決定（第十三条の二の規定により開示請求を拒否する旨の決定及び開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合の全部を開示しない旨の決定を含む。）をしなければならない。ただし、前条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、その期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の決定（以下「開示決定等」という。）をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示決定等の内容及び開示決定をした場合には開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該決定の内容及び開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨であって、前条第一項の開示請求があった日に開示するときには、口頭により通知することができる。

- 3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、前項に規定する書面に当該決定の理由を記載しなければならない。この場合において、当該保有個人情報の全部又は一部について開示することができるようになる期日が明らかであるときは、当該期日を付記しなければならない。

- 4 第一項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 5 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して四十五日以内にそのすべてについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第一項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につきその期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

- 6 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第二十二條の二及び第二十二條の三において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 7 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者がその保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合に

において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第二十二条及び第二十二条の二において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平一三条例八一・平一六条例八三・一部改正)

(事案の移送)

第十五条の二 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報^が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等^をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(平一六条例八三・追加)

(開示の実施)

第十六条 実施機関は、第十五条第一項の規定により開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対してその開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。

3 実施機関は、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

4 第十四条第二項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

(平一二条例六・平一六条例八三・一部改正)

(開示請求の特例)

第十七条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報について本人が開示請求をしようとするときは、第十四条第一項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

2 前項の規定による開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類として実施機関が定めるものを提示しなければならない。

3 実施機関は、第一項の規定による開示請求があつたときは、第十五条及び前条の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により直ちに開示するものとする。

(平一六条例八三・一部改正)

(費用負担)

第十八条 第十六条第二項又は第三項の規定により文書又は図画の保有個人情報に係る部分の写しの交付を受ける者は、実施機関が定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 第十六条第二項又は第三項の規定により電磁的記録の保有個人情報に係る部分の開示を受ける者は、当該電磁的記録について実施機関が定める開示の方法に応じて、実施機関が定める額の当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

(平一二条例六・全改、平一六条例八三・一部改正)

(自己情報の訂正請求)

第十九条 何人も、第十六条第一項又は第十七条第三項の規定により開示を受けた自己に関する保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

2 第十一条第二項の規定は、訂正請求について準用する。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行なければならない。ただし、天災その他訂正請求をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(平一六条例八三・一部改正)

(保有個人情報の訂正義務)

第十九条の二 実施機関は、訂正請求があつたときは、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る保有個人情報に誤りがあると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(平一六条例八三・追加)

(訂正請求の方法)

第二十条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- 一 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
 - 二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項
 - 三 訂正を求める内容
 - 四 前三号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第十四条第二項及び第三項の規定は、訂正請求について準用する。
(平一三条例八一・平一六条例八三・一部改正)

(訂正請求に対する決定等)

- 第二十一条 実施機関は、訂正請求があった日から起算して三十日以内に、訂正請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を訂正する旨の決定(以下「訂正決定」という。)又は全部を訂正しない旨の決定をしなければならない。ただし、前条第三項において準用する第十四条第三項の規定により、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、その期間に算入しない。
- 2 実施機関は、前項の決定(以下「訂正決定等」という。)をしたときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、速やかに、当該訂正決定等の内容を書面により通知しなければならない。
 - 3 実施機関は、第一項の規定により訂正決定をしたときは、訂正請求に係る保有個人情報を訂正した上、その旨を前項の書面に記載しなければならない。
 - 4 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正しない旨の決定又は一部を訂正する旨の決定をしたときは、第二項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。
 - 5 第一項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
 - 6 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - 一 この項の規定を適用する旨及びその理由
 - 二 訂正決定等をする期限(平一三条例八一・平一六条例八三・一部改正)

(事案の移送)

- 第二十一条の二 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第十五条の二第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の実施機関において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
 - 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。
(平一六条例八三・追加)

(保有個人情報の提供先への通知)

- 第二十一条の三 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。
(平一六条例八三・追加)

(自己情報の利用停止請求)

- 第二十一条の四 何人も、第十六条第一項又は第十七条第三項の規定により開示を受けた自己に関する保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。
- 一 第六条の規定に違反して収集されたものであるとき、第七条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき又は第八条第三項若しくは第四項の規定に違反して保有されているとき。当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - 二 第七条の規定に違反して提供されているとき。当該保有個人情報の提供の停止
- 2 第十一条第二項の規定は、利用の停止若しくは消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行わなければならない。ただし、天災その他利用停止請求をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、こ

の限りでない。

(平一六条例八三・追加)

(保有個人情報の利用停止義務)

第二十一条の五 実施機関は、利用停止請求があったときは、必要な調査を行い、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(平一六条例八三・追加)

(利用停止請求の方法)

第二十一条の六 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

一 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所

二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

四 前三号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第十四条第二項及び第三項の規定は、利用停止請求について準用する。

(平一六条例八三・追加)

(利用停止請求に対する決定等)

第二十一条の七 実施機関は、利用停止請求があった日から起算して三十日以内に、利用停止請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を利用停止する旨の決定(以下「利用停止決定」という。)又は全部を利用停止しない旨の決定をしなければならない。ただし、前条第二項において準用する第十四条第三項の規定により、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、その期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の決定(以下「利用停止決定等」という。)をしたときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、速やかに、当該利用停止決定等の内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第一項の規定により利用停止決定をしたときは、その旨を前項の書面に記載しなければならない。

4 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止しない旨の決定又は一部を利用停止する旨の決定をしたときは、第二項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

5 第二十一条第五項及び第六項の規定は、利用停止請求に対する決定について準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「訂正請求者」とあるのは「利用停止請求者」と、同項中「訂正決定等」とあるのは「利用停止決定等」と読み替えるものとする。

(平一六条例八三・追加)

(県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)

第二十一条の八 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定による異議申立てをすることができる。

(平一八条例六・追加)

(不服申立てがあった場合の手続)

第二十二条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法の規定による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、福島県個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十二条の三において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

三 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。

四 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとするとき。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

(平一三条例八一・平一六条例八三・平一八条例六・一部改正)

(諮問をした旨の通知)

第二十二條の二 前條第一項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 不服申立人及び参加人

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(平一三条例八一・追加、平一六条例八三・一部改正)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第二十二條の三 第十五條第七項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

二 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意見を表示している場合に限る。)

(平一三条例八一・追加、平一六条例八三・一部改正)

第二十三條 削除

(平一六条例八三)

(苦情の処理)

第二十四條 実施機関は、個人情報の取扱いに関する苦情の申出があつたときは、適切に、かつ、速やかにこれを処理するよう努めなければならない。

(他の制度との調整)

第二十五條 法令又は他の条例(福島県情報公開条例を除く。)に自己に関する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の手続の定めがあるときは、当該法令又は他の条例の定めるところによる。

2 法令又は他の条例の規定により実施機関から開示を受けた保有個人情報について、当該法令又は他の条例に訂正の手続の定めがないときは、当該保有個人情報は、第十九條第一項の規定の適用については、第十六條第一項の規定により開示を受けた保有個人情報とみなす。

3 法令又は他の条例の規定により実施機関から開示を受けた保有個人情報について、当該法令又は他の条例に利用停止の手続の定めがないときは、当該保有個人情報は、第二十一條の四第一項の規定の適用については、第十六條第一項の規定により開示を受けた保有個人情報とみなす。

(平一二条例六・平一六条例八三・一部改正)

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十五條の二 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等を行うようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(平一六条例八三・追加)

第三章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(事業者の責務)

第二十六條 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

2 県が資本金等を出資する法人その他これに類する法人のうち実施機関が定めるものは、この条例に基づき実施機関が行う個人情報の取扱いに準じて、必要な措置を講じ、個人情報の保護に努めなければならない。

(平一三条例八一・一部改正)

(事業者に対する指導助言等)

第二十七條 知事は、事業者が個人情報の保護に関し適切な措置を講ずるよう、指導及び助言を行うものとする。

2 知事は、福島県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、公表することができる。

(説明等の要求、勧告及び公表)

第二十八條 知事は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

3 知事は、事業者が第一項の規定による求めに正当な理由なく応じなかったとき又は前項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 4 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該事業者意見陳述の機会を与えた上で、福島県個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。

(平七条例五五・一部改正)

(苦情相談の処理)

- 第二十九条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情相談があったときは、適切に、かつ、速やかにこれを処理するよう努めなければならない。

(国又は他の地方公共団体との協力)

- 第三十条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

(適用除外)

- 第三十条の二 事業者のうち次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に規定する目的の全部又は一部として取り扱う個人情報については、第二十七条及び第二十八条の規定は、適用しない。

一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。) 報道の用に供する目的

二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

四 宗教団体 宗教活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

五 政治団体 政治活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

(平一六条例八三・追加)

第四章 福島県個人情報保護審査会

(設置、組織等)

- 第三十一条 第二十二條第一項、第二十七條第二項及び第二十八條第四項の規定による諮問に応じて審議を行わせるため、知事の附属機関として福島県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、前項の審議を行うほか、個人情報保護制度の運営に関して実施機関に意見を述べることができる。

- 3 審査会は、委員五人以内で組織する。

- 4 審査会の委員(以下「委員」という。)は、学識経験を有する者の中から知事が任命する。

- 5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 委員は、再任されることができる。

- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平一三条例八一・平一六条例八三・一部改正)

(審査会の調査権限)

- 第三十二条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

- 4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

- 5 審査会は、第二十七條第二項及び第二十八條第四項の規定による諮問に応じて行う審議のため必要があるときは、事業者その他の関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

(平一三条例八一・追加、平一六条例八三・一部改正)

(意見の陳述)

- 第三十三条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(平一三条例八一・追加)

(意見書等の提出等)

- 第三十四条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該期間内にこれを提出しなければならない。

- 2 審査会は、不服申立人等から意見書又は資料が提出された場合、不服申立人等(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)にその旨を通知するものとする。
(平一三条例八一・追加)
(提出資料の閲覧)
- 第三十五条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
(平一三条例八一・追加)
(調査審議手続の非公開)
- 第三十六条 審査会の行う不服申立てに係る調査審議の手続は、公開しない。
(平一三条例八一・追加)
(答申書の送付)
- 第三十七条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するものとする。
(平一三条例八一・追加)
(委任)
- 第三十八条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、規則で定める。
(平一三条例八一・追加)
第五章 雑則
(適用除外)
- 第三十八条の二 法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)の規定の適用を受けないこととされる同法第二条第二項の個人情報に係る個人情報及び統計法(平成十九年法律第五十三号)第二十四条第一項の規定により知事その他の執行機関が総務大臣に届け出た統計調査によって集められた個人情報(同法第二条第十一項に規定する調査票情報に含まれるものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。
- 2 法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の規定が適用されないこととされる同法第二条第二項の個人情報に係る個人情報及び同条第三項の保有個人情報に係る保有個人情報については、第二章第二節の規定は、適用しない。
(平一六条例八三・追加、平二一条例一二・一部改正)
(運用状況の公表)
- 第三十九条 知事は、毎年一回、この条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。
(平一三条例八一・旧第三十二条繰下)
(委任)
- 第四十条 この条例の施行に関し、実施機関が取り扱う個人情報の保護について必要な事項は実施機関が、事業者が取り扱う個人情報の保護について必要な事項は知事が定める。
(平一三条例八一・旧第三十三条繰下)
第六章 罰則
(平一六条例八三・章名追加)
- 第四十条の二 実施機関の職員若しくは実施機関の職員であった者又は第九条第二項若しくは第四項の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第四号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
(平一六条例八三・追加、平一八条例六・一部改正)
- 第四十条の三 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
(平一六条例八三・追加)
- 第四十条の四 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
(平一六条例八三・追加)
- 第四十一条 第三十一条第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
(平一三条例八一・追加、平一六条例八三・一部改正)
- 第四十二条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、五十万円以下の過料に処する。
(平一六条例八三・追加)
- 第四十三条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者

が、その法人又は人の業務に関して第四十条の二又は第四十条の三の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(平一六条例八三・追加)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第二十八条から第三十条までの規定は、同年十月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務の登録については、第五条第二項の規定中「個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行われている個人情報取扱事務については、遅滞なく」とする。
(福島県情報公開条例の一部改正)
- 3 福島県情報公開条例の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成七年条例第五五号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(平成八年規則第三号で平成八年四月一日から施行)
附 則(平成一二年条例第六号)
この条例は、平成十二年十月一日から施行する。ただし、第十一条第二項の改正規定は、同年四月一日から施行する。
附 則(平成一二年条例第一九四号)
この条例は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則(平成一三年条例第八一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第三十一条の改正規定、第三十一条の次に七条を加える改正規定及び本則に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にされている改正前の福島県個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)の規定による個人情報の開示又は訂正の請求は、この条例による改正後の福島県個人情報保護条例(以下「新条例」という。)の相当規定による個人情報の開示又は訂正の請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際現にされている旧条例第二十二条第一項に規定する行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定に基づく不服申立ては、新条例第二十二条第一項に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。

附 則(平成一五年条例第九八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 10 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の福島県立病院事業の設置等に関する条例、福島県個人情報保護条例、福島県情報公開条例及び福島県立病院医師修学資金貸与条例(以下「改正前の条例」と総称する。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、施行日以後においては改正後の福島県立病院事業の設置等に関する条例、福島県個人情報保護条例、福島県情報公開条例及び福島県立病院医師修学資金貸与条例(以下「改正後の条例」と総称する。)の相当規定により病院事業管理者が行うこととなる事務に係るものは、改正後の条例の規定により病院事業管理者がした処分その他の行為とみなす。
- 11 施行日前に改正前の条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で施行日以後においては病院事業管理者が処理することとなる事務に係るものは、改正後の条例の相当規定により病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則(平成一六年条例第八三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条第二号の改正規定(「教育委員会」の下に「、公安委員会、警察本部長」を加える部分に限る。)は平成十八年四月一日から、同号の改正規定(「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める部分に限る。)は平成十七年一月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 第二条第二号の改正規定(「教育委員会」の下に「、公安委員会、警察本部長」を加える部分に限る。)の施行の際現に行われている公安委員会及び警察本部長に係る個人情報取扱事務(改正後の福島県個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第五条第一項に規定する個人情報取扱事務をいう。)の登録については、福島県個人情報保護条例第五条第二項の規定中「個人情

報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行われている個人情報取扱事務については、遅滞なく」とする。

- 3 この条例の施行の際現にされている改正前の福島県個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第五条第二項(附則第二項において読み替える場合を含む。)の規定により登録されている旧条例第五条第一項の個人情報取扱事務に係る同項の登録簿については、この条例の施行後、遅滞なく、新条例第五条第一項各号に掲げる事項で当該登録簿に登録していない事項を登録しなければならない。
- 4 この条例の施行の際現にされている旧条例第二十三条第一項の規定による是正の申出については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例中これに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成一八年条例第六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に行われている議会に係る個人情報取扱事務の登録については、福島県個人情報保護条例第五条第二項の規定中「個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行われている個人情報取扱事務については、遅滞なく」とする。
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の福島県個人情報保護条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、施行日以後においては改正後の福島県個人情報保護条例(以下「改正後の条例」という。)の規定により県が設立した地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、改正後の条例の規定により県が設立した地方独立行政法人がした処分その他の行為とみなす。
- 4 施行日前に改正前の条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で施行日以後においては県が設立した地方独立行政法人が処理することとなる事務に係るものは、改正後の条例の規定により県が設立した地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則(平成一九年条例第五六号)

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則(平成二一年条例第一二号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。